



マイナ保険証の利用促進等について

オンライン資格確認の利用状況

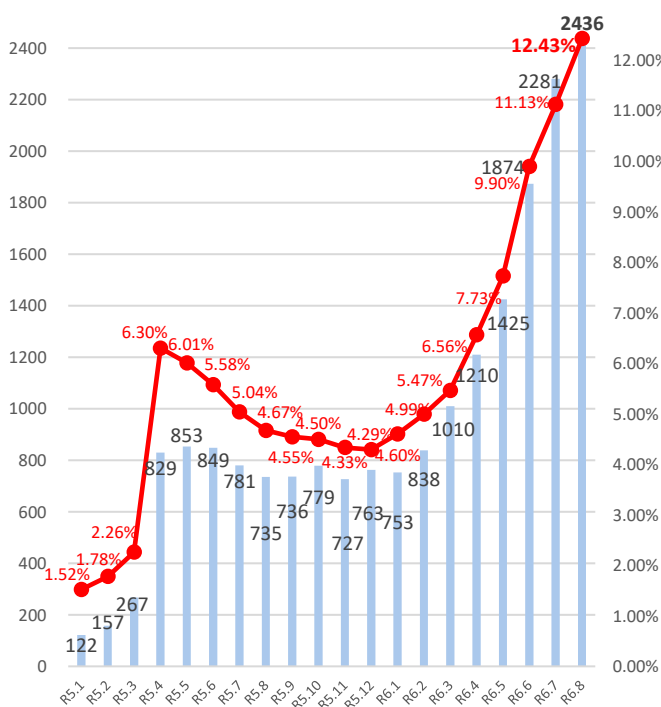
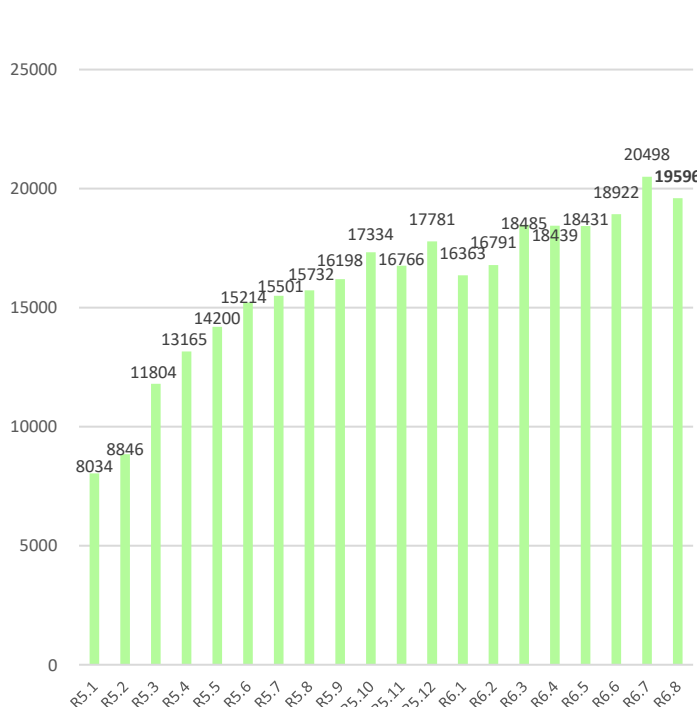
※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

【8月分実績の内訳】



	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	13,701,606	2,816,439	10,885,167
医科診療所	78,833,547	8,202,270	70,631,277
歯科診療所	13,324,617	2,301,716	11,022,901
薬局	90,097,187	11,042,415	79,054,772
総計	195,956,957	24,362,840	171,594,117

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	712,061	470,808	1,197,471
医科診療所	2,450,217	3,162,214	6,557,711
歯科診療所	529,250	492,066	469,164
薬局	3,371,033	2,883,832	5,502,347
総計	7,062,561	7,008,920	13,726,693

<参考>

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

令和6年8月のマイナ保険証利用人数（1,263万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,503万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

- 医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合 19.4%
- 医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 26.0%
- 医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 32.2%

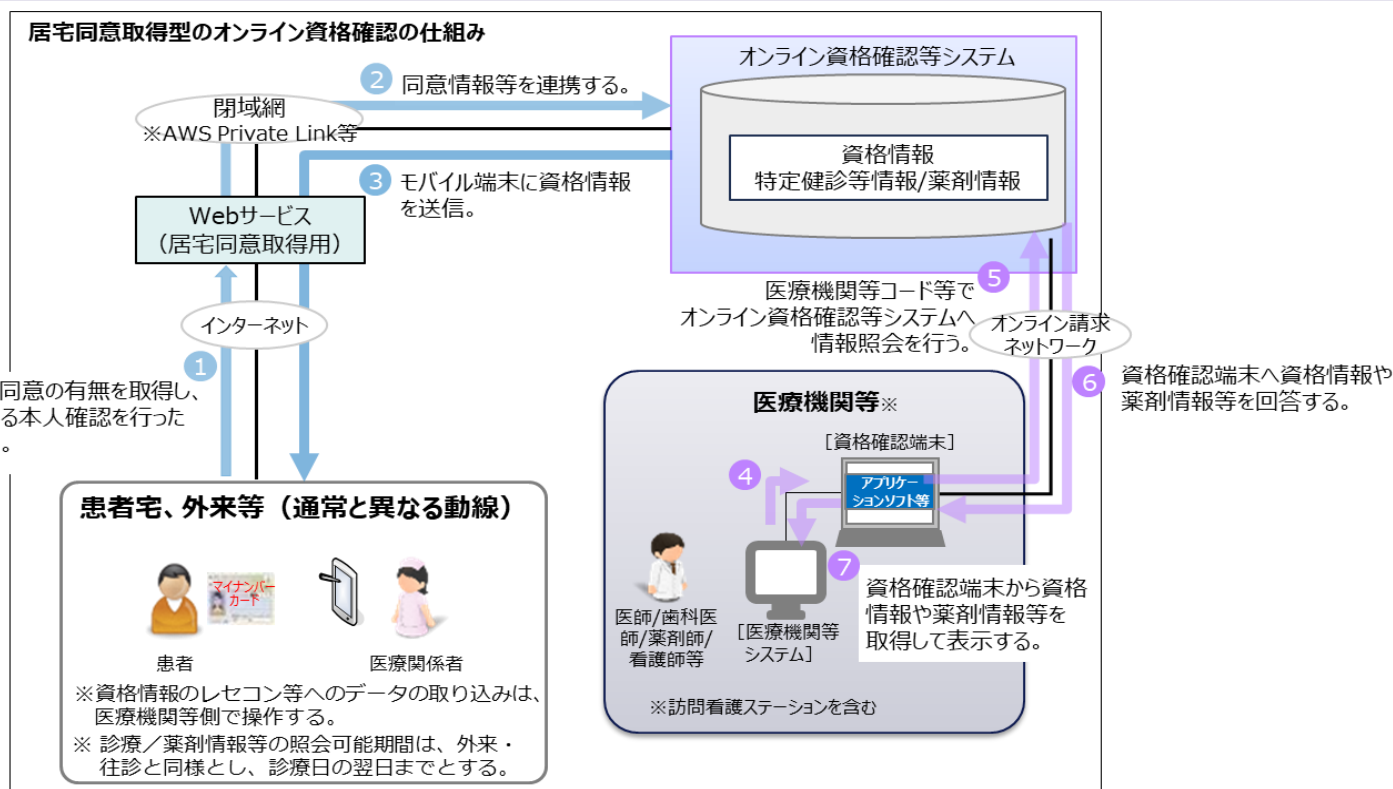
※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。
 ※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年3月までは医療保険医療費データベースによる実績値、4～8月は過去の伸び率から推計して算出。
 患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。
 ※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（74.8%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（80.6%）を用いて推計。

1. 医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用
2. 経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入
3. 顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善
4. 外来診療等におけるスマホ搭載対応
5. マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で 資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合の 居宅同意取得型の活用について

- 訪問診療等の場合、在宅の患者のマイナンバーカードを医療機関の端末で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用している。
- 通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、この居宅同意取得型を活用してオンライン資格確認を行うことが可能。訪問診療等と同様に、医療機関等の端末を活用するほか、オンライン診療での受診の際には患者本人の端末で同意登録・本人認証を行っていることも踏まえ、患者の端末も活用可能とする。
患者の端末を活用する場合には、オンライン診療と同様、窓口で本人確認を行うこととした上で、自宅や医療機関の駐車場等、遠隔で活用することも可能とする。主な利用用途としては以下の場合が考えられる。
 - ・ 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で受付や診療を行う場合
 - ・ 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認や、長期入院時に毎月の資格確認を病室において実施する場合
 - ・ 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っている場合 など



通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 通常とは異なる動線でマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (通常とは異なる動線で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院） / 13万円（診療所・薬局）

※ 上記の事業内容及び補助内容については、居宅同意取得型の導入に当たって既に補助の対象としている訪問診療等と同様。

通常受付窓口とは異なる動線における居宅同意取得型の活用に関する今後のスケジュール（案）

	令和6年度 (2024年度)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン								
通常とは異なる動線で 資格確認を行う 医療機関・薬局		準備作業 <small>(モバイル端末、レセコン改修等の準備)</small>	保険証新規発行終了 (12/2) ★	オンライン資格確認開始				
			ポータルサイト公開 (補助金申請) ★		補助金申請済 (1/15) ★			

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認 (資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み)の導入

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入

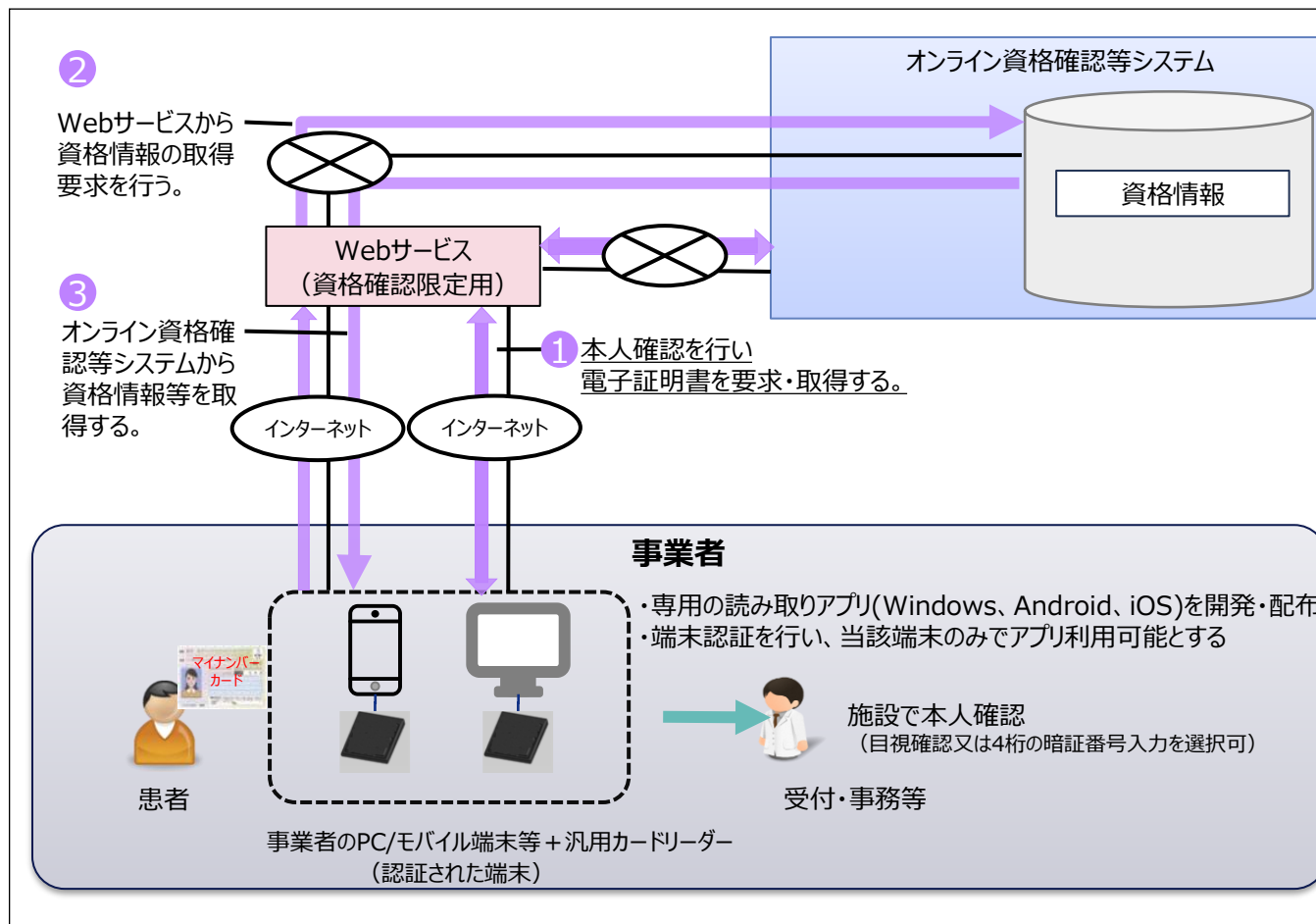
オンライン資格確認の導入義務化の経過措置

- 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されたところであるが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きの経過措置を設けている。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、保険薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、保険薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、保険薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、保険薬局	廃止・休止まで （遅くとも令和6年12月1日まで）
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・保険薬局	特に困難な事情が解消されるまで

- 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、マイナンバーカードを持参した患者の資格確認ができない事態を防ぐため、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、義務化対象外施設と同様に、簡素な資格確認の仕組みである「**オンライン資格確認（資格確認限定型）**」の導入を任意で可能としてはどうか。
- 導入対象とするのは、12月2日時点でオンライン資格確認を導入できない可能性のある上述の**経過措置(2)・(4)・(6)**が適用されている**保険医療機関・薬局**としてはどうか。

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の概要



- オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象施設（*）においても、こうした仕組みを利用可能とする（任意）。
* 経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入に対する財政支援（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、3/4を補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

※ 上記の事業内容及び補助内容については、資格確認限定型の導入に当たって既に補助の対象としている義務化対象外施設等と同様。

経過措置対象医療機関等におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入に関する今後のスケジュール（案）

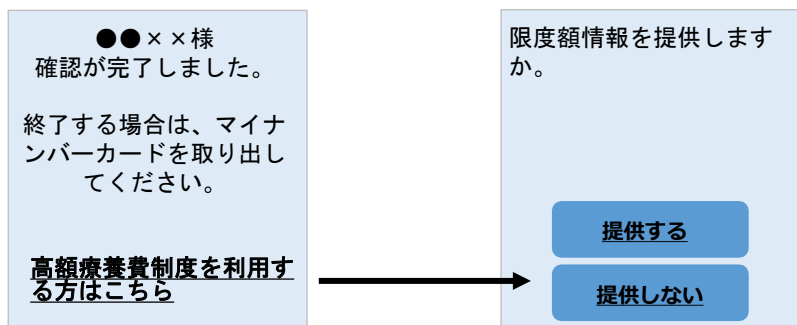
	令和6年度 (2024年度)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン								
経過措置対象 医療機関等			保険証新規発行終了 (12/2) ★					
			準備作業 (モバイル端末、汎用カードリーダーの準備)	オンライン資格確認開始				
			接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)					
		ポータルサイト公開 (利用申請・補助金申請) ★			補助金申請済 (1/15) ★			

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

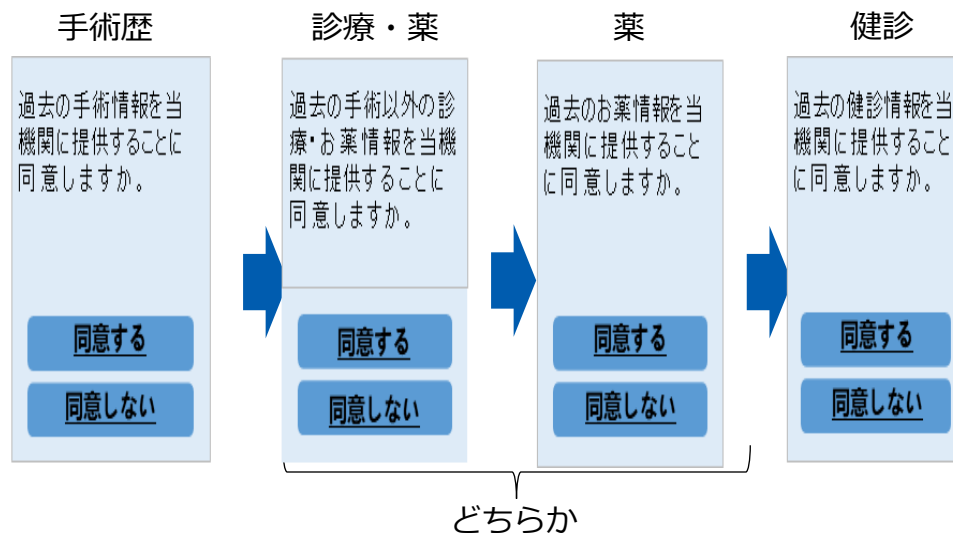
顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略と、医療情報等の包括同意について、本年10月7日よりリリース開始。

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略



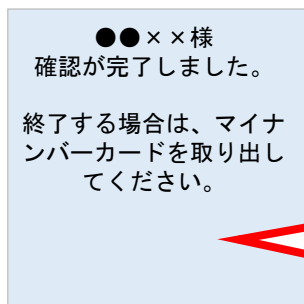
2. 薬剤情報等の提供同意の包括同意



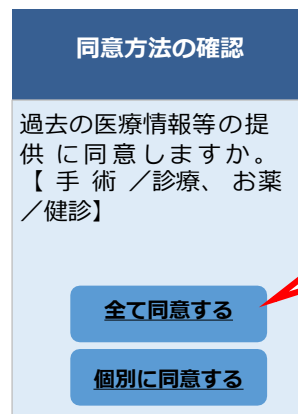
現行



見直し後



表示を省略し、
同意不要に



3画面分の同意を
この1画面で
まとめて取得可能に

※個別同意時には現行の画面遷移

4

外来診療等におけるスマホ搭載対応

ひと、暮らし、みらいのために

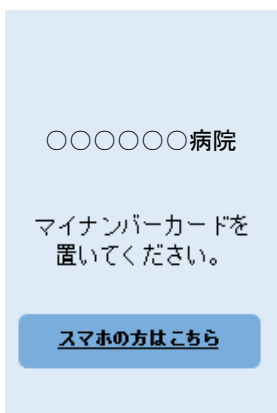


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外来診療等におけるスマホ搭載対応

- 現行の顔認証付きカードリーダーに加えて、スマホ搭載された電子証明書をかざして読み取るための汎用カードリーダーを設置する。
- 電子証明書の読み取り後、同意登録は、顔認証付きカードリーダーの画面上で実施する。
- Android及びiPhoneで同時に令和7年春にリリースし、実証事業を経た上で、医療機関等での普及を目指す。

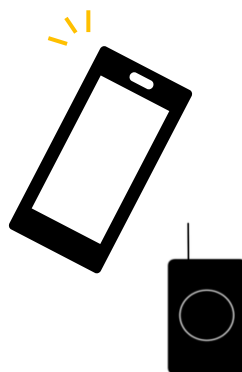
①顔認証付きカードリーダーで
スマホによる手続きを選択



②認証 (Androidのみ)
※Androidの場合4桁の
PIN入力が必要

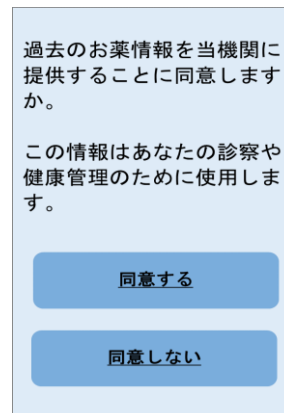


③スマートフォンを汎用
カードリーダー (資格確
認端末に接続) にかざして
電子証明書を読み取り

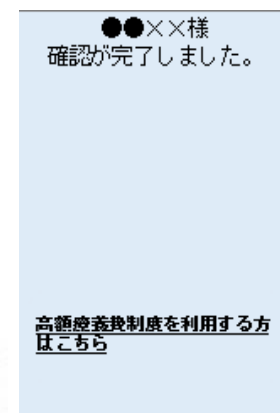


※iPhoneは汎用カードリー
ダーにかざす前に生体認証
等によりマイナンバーカー
ドを表示して読み取り

④同意登録



⑤完了



5

マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

円滑な移行に向けた対応について

- マイナ保険証は、患者本人の健康・医療情報に基づくより良い医療の提供、緊急時の活用などのメリットがあり、医療DXを進める上での基盤。12月2日に現行の保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するに当たっては、全ての方が安心して確実に保険診療を受けることができるよう、最大1年間は、現行の保険証を使用可能とし、デジタルとアナログの併用期間を設けることとしている。
- 後期高齢者は、ITに不慣れなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられるほか、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し資格取得届出の提出が省略されている。このため、12月2日以降にこれらの事情が生じた場合、保険者との直接の接点がなく届出の機会を通じて保険者が資格確認書の申請勧奨などを行うことが困難であり、本人が十分認識しないまま、現行の保険証が失効しマイナ保険証のみになるケースがあると考えられる。

来年夏の一斉更新までの暫定的な運用

- 円滑な移行に向けて、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、**暫定的な運用として、来年夏の一斉更新までの間、現行の保険証が失効する後期高齢者に資格確認書を職権交付**する。（保険資格の異動のない大半の後期高齢者との均衡を図る。）（9月26日付け事務連絡）
- あわせて、高齢者の**マイナ保険証の利用促進、利用環境の整備の観点から**、以下の取組を行う。
 - （マイナ保険証の利用促進）
 - ・ 資格確認書等を送付する際に、**マイナ保険証の使い方やメリット、カードの安全性等を周知**
 - （マイナ保険証の利用環境の整備）
 - ・ マイナ保険証の使い勝手を良くするため、顔認証端末の操作の負担が減るよう、**包括同意画面を導入**
 - ・ 顔認証・暗証番号入力が難しい方でも対応できるよう、**目視モードの利用改善に向けた改修**

後期高齢者医療制度における12月2日以降の資格確認書の取扱いについて

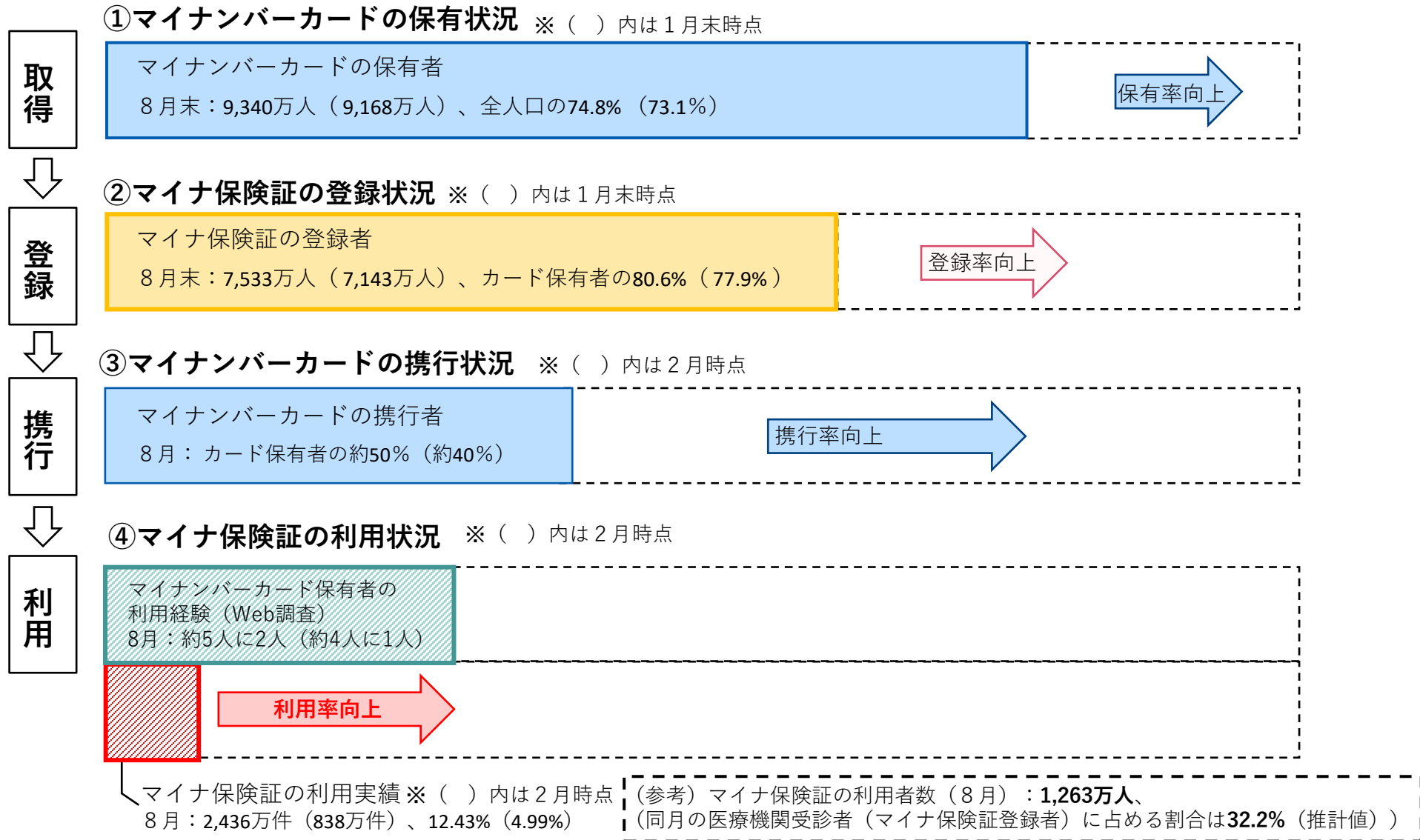
		令和6年12月2日～令和7年7月末(注)まで	
		資格情報に変更なし	資格情報に変更が生じた時 (75歳到達、転居等)
【マイナ保険証あり】		マイナ保険証 被保険者証 (発行済み)	マイナ保険証 資格確認書 (職権交付) ※今回の暫定的運用
	【マイナ保険証なし】	被保険者証 (発行済み)	資格確認書 (職権交付)

注：全ての発行済みの被保険者証及び資格確認書の有効期間が満了

参考資料



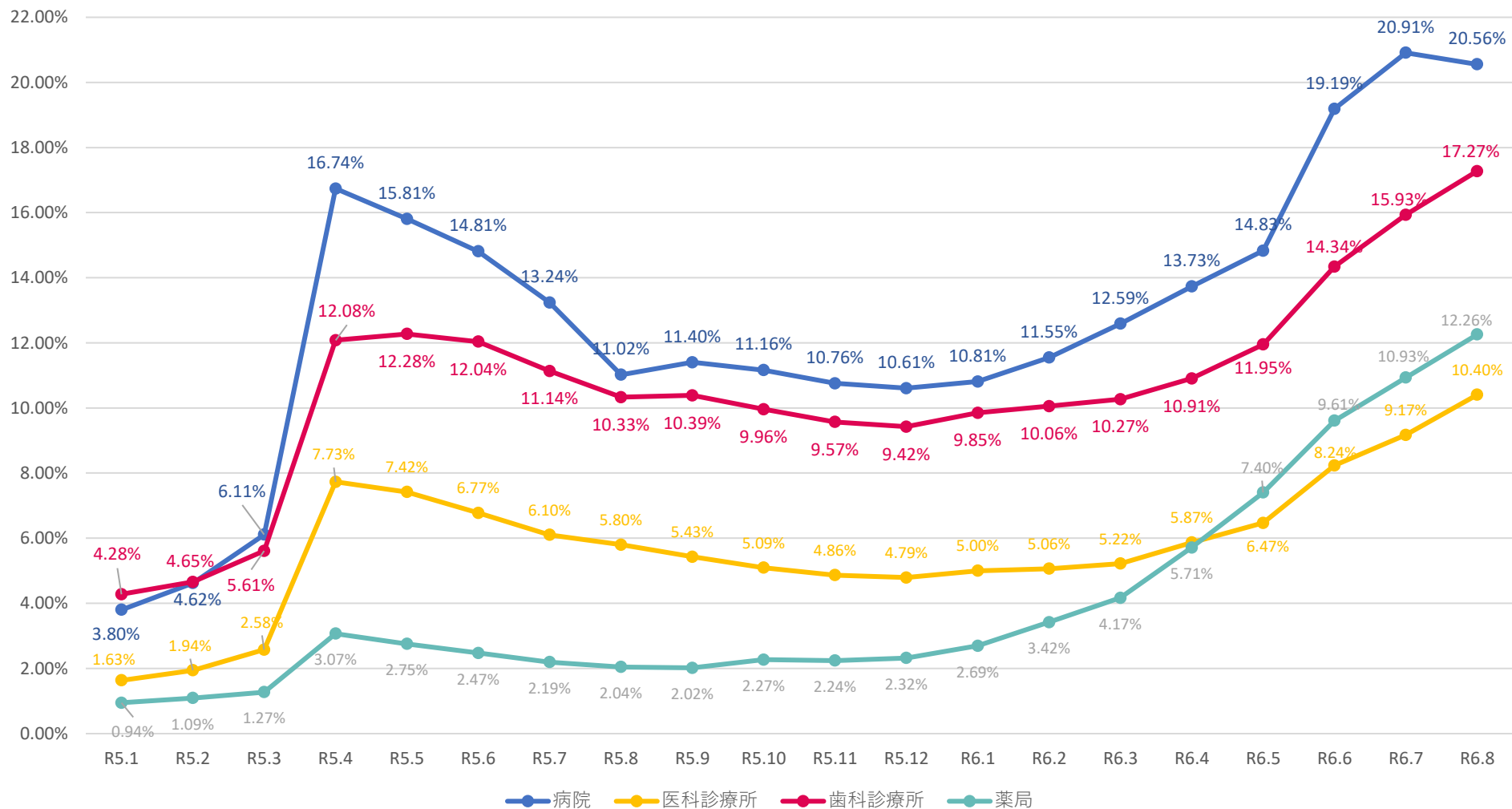
マイナ保険証に関する現状



カード保有者の約40% カード保有者の約50% 7,533万人 9,340万人 12,488万人

（マイナ保険証の利 （マイナ保険証 （マイナ保険証登録者）（カード保有者） （R6.1.1時点の住基人口）
用経験がある者） の携行者）

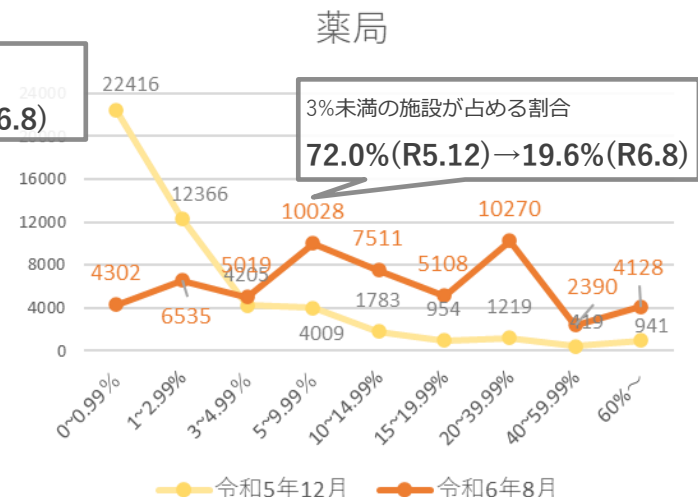
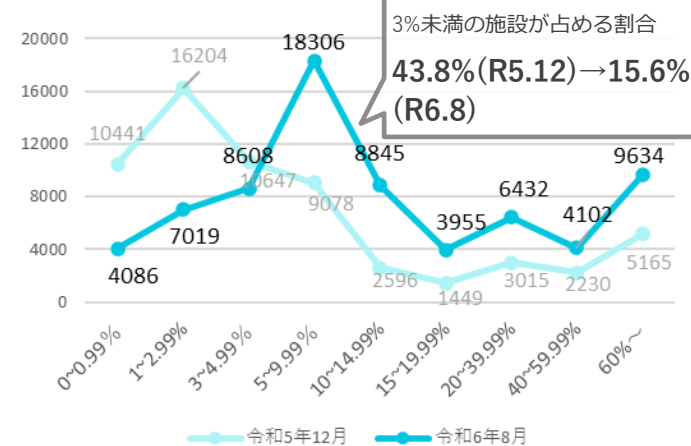
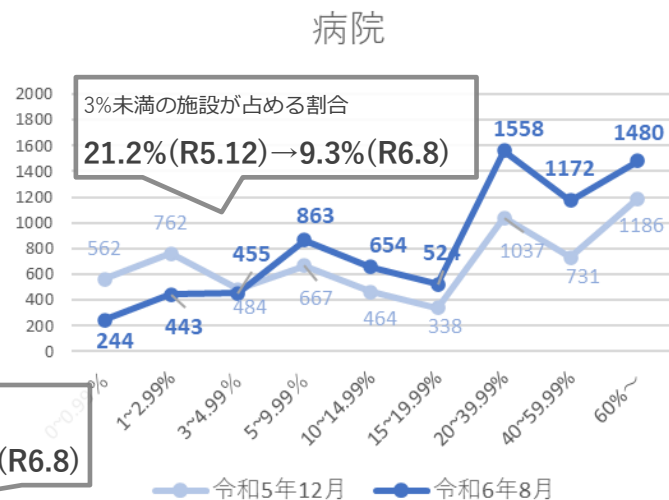
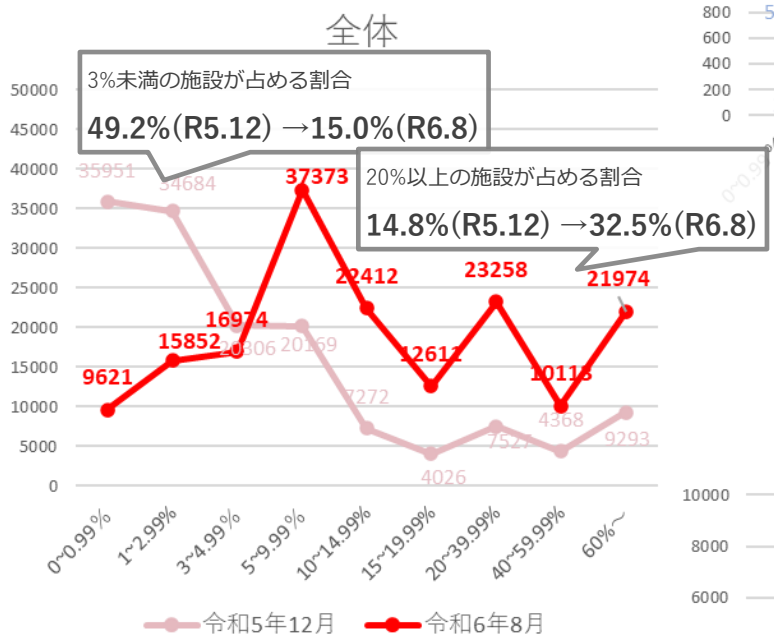
施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



マイナ保険証の利用状況

■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布 (利用件数割合)

令和5年12月、令和6年8月時点
 医科診療所



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数
 ※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出 (施設数: 143,596(R5.12)、170,188(R6.8))

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線における 居宅同意取得型の活用イメージ

マイナ在宅受付Webへ
アクセス

薬剤情報等の提供に
関する同意取得

本人認証

登録完了

本人確認

資格情報等を取得

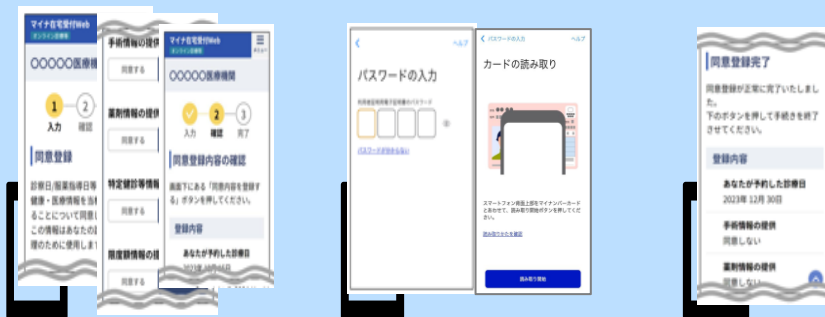
(医療機関等の端末)

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



(医療機関等・患者端末共通)

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者同意の有無を選択
- ③ 4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをかざす
- ④ 同意登録が完了



(患者の端末)

- ① 来院時、もしくは事前に連携されたURLや二次元コードを読み取り、患者のモバイル端末等から「マイナ在宅受付Web」へアクセス



患者

※ URLまたは二次元コードの連携方法としては以下を想定

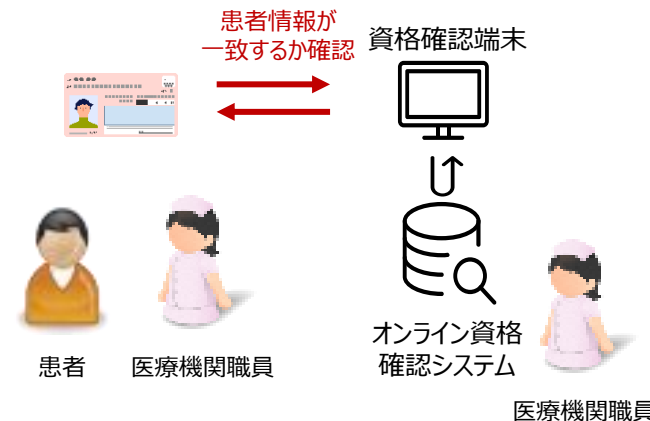
- 二次元コードを紙に印字して配布
- 医療機関等のHP上にURLや二次元コードを記載
- 予約システム等にURLを記載

(患者の端末の場合のみ)

- ⑤ 顔写真付き身分証で本人確認を行う

(医療機関等・患者端末共通)

- ⑥ オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得する



- ※ 自宅等の遠隔で同意登録・本人認証を行った場合は、原則本人確認が必要
- ※ 再診等で本人であることが自明の場合は除く

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

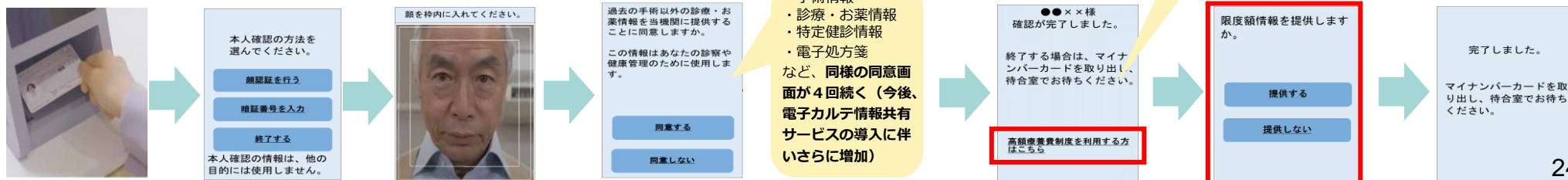
- 顔認証付きカードリーダーの画面において、高額療養費の限度額適用認定証情報に係る同意を取得している運用について、医療現場より、
 - ・ 資格確認完了後、同意画面を見逃してマイナ保険証を取り出してしまう
 - ・ 緊急搬送で手術を行うなど、高額療養費が適用される場面では、必ずしも患者からの同意ができないことが想定される等の改善要望があった。
 - 高額療養費の限度額適用認定証情報は、
 - ① 薬剤情報等と異なり要配慮個人情報ではないこと
 - ② 保険給付に係る費用の請求に必要な情報であり、電子資格確認としてその提供が法定されていることを踏まえ、**顔認証付きカードリーダーにおける限度額情報の同意画面を省略**することとしてはどうか。
- ※ マイナ在宅受付web、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型用）も同様に対応。
※ 紙の保険証で受診した場合、医療機関等の受付で口頭にて同意を取得した上で限度額情報の提供を可能としているところ、当該取扱いは継続する。
また、特定疾病療養受療証の情報については、引き続き、マイナ保険証で資格確認を行った場合のみ提供可能とする。

2. 薬剤情報等の提供同意の事前登録・包括同意（健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおける議論の報告）

- 薬剤情報等の提供同意について、**患者がマイナポータルで事前に設定した同意内容や当該医療機関を前回受診した際の同意内容をもとに、医療機関・薬局単位で、顔認証付きカードリーダー画面での包括的な同意設定を可能とする。**
- これにより、顔認証付きカードリーダーの待ち時間解消や、患者のUX向上が期待される。

⇒ これらについて、**令和6年夏の機能リリース**に向け、必要な改修対応を行う。

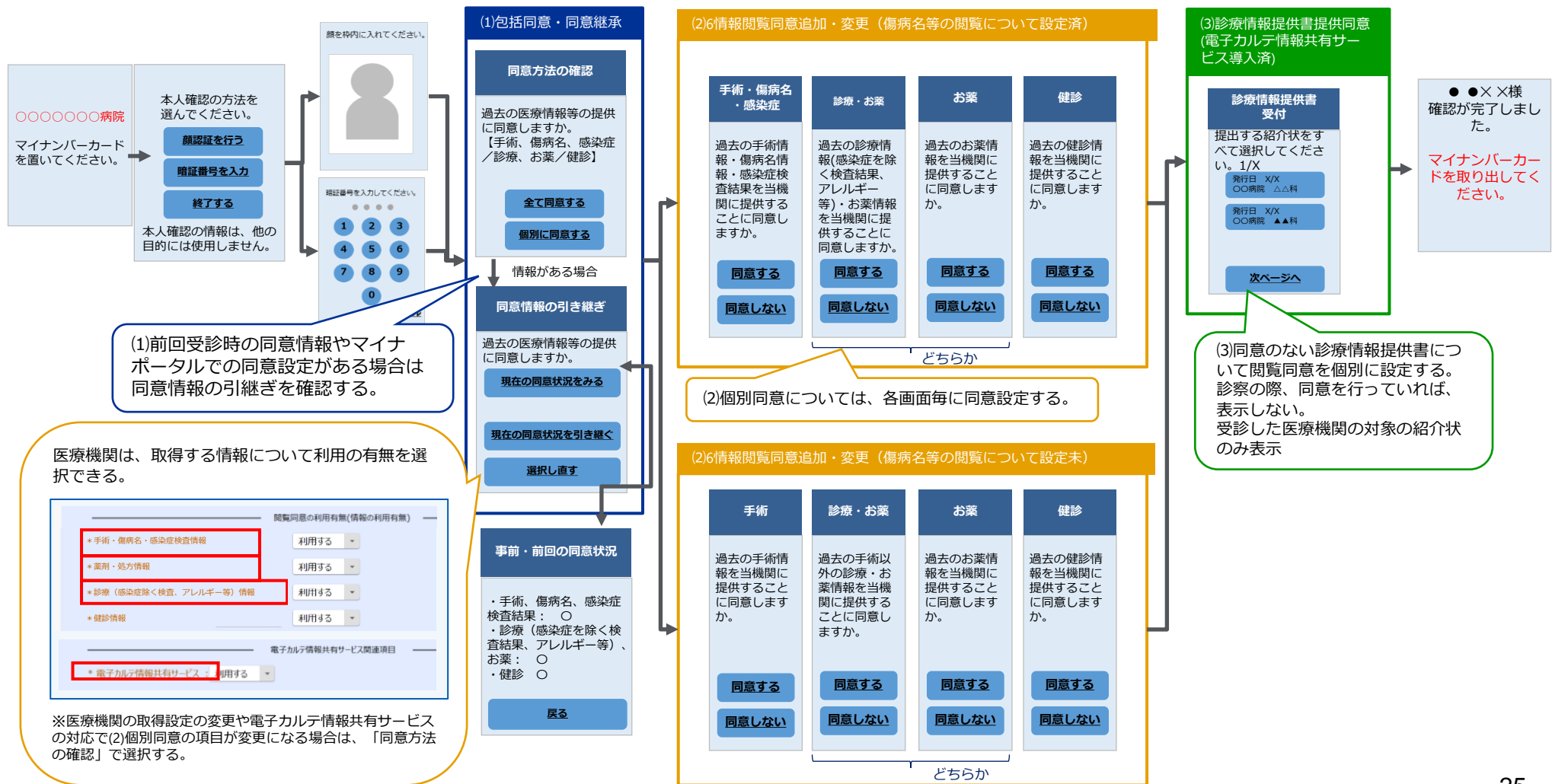
【参考：顔認証付きカードリーダーの画面遷移（現在）】



顔リーダーの改修事項について

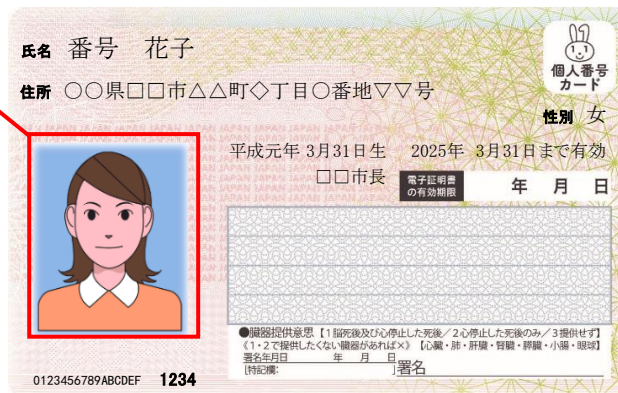
基盤WGや医療等WGでこれまで検討を踏まえ、顔リーダーの閲覧同意に係る画面遷移を示す。患者は各医療機関毎に同意を設定する。

開始 → 本人認証 → 閲覧同意確認 → 資格確認



なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

➢ 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能

マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。



➢ アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック



➢ 不正に情報を読み出そうとする
と、ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は 入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類など
での本人確認があるため、悪用
は困難です。

目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。

2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。

目視確認モード利用方法の流れ※

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

目視確認モードについて、医療機関等の職員から使いにくいと指摘されていることも踏まえ、モードの切り替えの操作が円滑に行えるよう、顔認証付きカードリーダーのソフトウェアの改修等を予定。（来年春の実装を予定）